

災害報告前にこれだけは！

—ご確認願いたいこと—

本年度に入って、これまでに4件の災害報告を受けました。そのうち2件が「辞退」となりました。この結果を受け、今一度以下のことを確認していただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) その災害（交通事故や疾病を除く傷害）は、PTA主催行事（活動）中の災害ですか？
- 2) 被災者は、通院を2日以上されていますか？
- 3) 賠償責任に関する災害で、借用物破損の場合、免責額5千円となっています。従って、修理費用等で5千円までを負担（平成27年度の場合）していただきますが、賠償金額が5千円以上になりますか？

災害の違いを明確に！

地区懇談会でも、下記の①から③の「違い」を話題にさせていただきました。

- ①日本スポーツ振興センター学校管理下における児童生徒等の事故・災害が対象
(詳細: <http://www.jpnsport.go.jp/anzen>)
- ②見舞金給付会
PTAが主催・共催する活動実施中における災害（主に傷害）が対象
(詳細: <http://www.g-pta.com/>)
- ③PTA24保険（任意加入）
学校管理下に限らず、日常生活における児童生徒（「家族タイプ」もあります）の事故・災害が対象
(詳細: <http://www.g-pta.com/>)
※いずれも、詳細は上記のホームページでご覧いただけます。

昨年度の給付事例から

—事前の備えを万全に—

(1) 傷害別

	件数	部位内訳
骨折	11	足7、手4
断裂	4	足4
捻挫	3	足1、手1、腰1
打撲	2	頭1、腰1
擦傷	2	足1、頭1
その他	3	肩1、足1、手1

(2) 活動別

	件数
資源分別・リサイクル活動	6
学年行事（スポーツ）	5
PTAスポーツ活動	3
運動会（PTA種目）	3
その他、会合等	6

大きなケガをされた事例も2件ありました。入院日数が、それぞれ89日、71日に及び、家族の方も大変だったと伺っています。

掛け捨ての“一日保険”等に加入されているようですが、“ケガ人、ゼロ”でPTA活動を終了できることが何よりです。PTA活動前のみならず活動中にも、お互いに声を掛け合って、安全に細心の注意をはらっていただきたいと思えます。

「お問い合わせ」内容から

Q: PTA資源分別回収を予定しています。例年、掛け捨ての保険に入っていますが、見舞金給付会の災害対象になるのなら、重複するので、掛け捨て保険に入らなくてもいいですよね？

A: 定められた「見舞金」しか給付できません。重篤な事故（集団での事故、死亡事故、後遺障害を伴う傷害等）発生の場合、保険会社と比べると、見舞金給付会からの給付ではご満足いただけない場合もあ

ります。見舞金給付会は、あくまで「お見舞金」を給付させていただきますものです。

また、本会は“一般の保険への加入”について、コメントできる立場にありません。そちらのPTA役員さんで協議の上、ご判断くださいますようお願いいたします。

岐阜県PTA連合会のHP（ホームページ）の周知を会員へ！

「見舞金給付会の手引」の内容や「見舞金給付便り」をはじめ「PTA24保険」のリーフレット等、岐阜県PTA連合会のホームページでご覧いただけます。

申し訳ありませんが、経費節減のため、「手引」や「便り」は各学校へ3部ずつしかお送りできません。会員の皆様全員に知っていただくためにも、昨年度から「見舞金給付会」について、HPにアップしています。全ての会員の方に、いつでも閲覧していただけるよう、また、必要書類もダウンロードできるようになっています。是非、会員の方へご紹介ください。

また、右下のQRコードを読み取っていただければ、HPをご覧くださいこともできます。

